

会社法と子会社の定義

制度調査部
堀内勇世

【要約】

5月から施行された新しい会社法では、旧法と比べて、子会社の定義が拡大されている。それに伴い、会社法の他の制度にも影響が及んでいる。ここでは、子会社の定義拡大とその影響を簡単にではあるが説明する。

<目次>

Q 1	本レポートのテーマは？	P . 2
Q 2	子会社の定義はどのようになっているのでしょうか？	P . 2
Q 3	会社法における子会社の定義はどのようになっているのでしょうか？	P . 2
Q 4	定義拡大についてもう少し詳しくお話いただけませんか？	P . 3
Q 5	子会社定義の拡大とその影響についてお願いします。	P . 6
Q 6	まずはQ 5の「社外取締役の要件」から「監査役兼任禁止」までを、ご説明願います。	P . 6
Q 7	Q 5の「子会社による親会社株式の取得の禁止」と「子会社からの自己株式の取得」について、ご説明願います。	P . 7
Q 8	Q 5の「相互保有株式の議決権制限」について、ご説明願います。	P . 8
Q 9	Q 4で説明を省略された、図表3のD社、F社について、ご説明をお願いいたします。	P . 9

Q 1 本レポートのテーマは？

新しい会社法が今年5月から施行されました。この会社法では、改正前の法律（以下、「旧法」）と比べて、子会社の定義が変更されました。そこでまず、**会社法における子会社の定義**についてお話をさせていただきたいと、考えております。

また、この子会社の定義の変更が、上場会社の行動に影響を与えているようです。例えば、2006年10月12日付けの日経金融新聞の「複眼・独眼」で取り上げられています。子会社の定義の変更に伴い、出資比率を変更する動きがあることが取り上げられています。ここでは、話が複雑化しますので、この記事の内容を説明することはしません。その代わりに、**子会社の定義の変更による会社法上の制度への影響**を、一般的に説明していきたいと思っております。この中で、お話しする、「子会社による親会社株式の取得の禁止」と「相互保有株式の議決権制限」が、この記事に関連するものとなります。

なお、話を簡単にするために大雑把なお話になっておりますので、ご注意ください。

Q 2 子会社の定義はどのようになっているのでしょうか？

会社法における子会社の定義のお話をする前に、まず一つご注意いただきたい点がございませぬ。ここでお話しする「子会社の定義」は、あくまでも、**会社法における「子会社の定義」**であることにご注意いただきたいと思っております。

「子会社」という同じ単語を用いていても、別の法律では、少々違った意味で定義して使っている場合もあります。ですから、ここでお話しする「子会社の定義」は、あくまでも、会社法における「子会社の定義」であることにご注意いただきたいと思っております。

Q 3 会社法における子会社の定義はどのようになっているのでしょうか？

会社法における子会社の定義は、会社法2条というところで、定義しています。次のように定義されています。

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

これを見てもわかるように、会社法2条だけで完結しておらず、法務省令というものを見なければなりません。そこで、法務省令を見ることにします。

ここでいう法務省令とは、具体的には、「会社法施行規則」というものになります。特にその3条が中心となります。今まで、「子会社の定義が変更された」と申し上げてきましたが、より正確に言うと「**拡大された**」と言う方がよいかと思われます。どのように拡大されたかと言うと、簡単に言えば、次のようになります。

株式会社以外の法人も含む

議決権の過半数という形式基準（旧法の基準）ではなく、実質的に支配しているか否かという基準（**実質基準**）により判断する

この拡大の方向については、**証券取引法分野の「子会社の定義」と同じようにしたという言い方もされます**。証券取引法分野では、会社法の子会社定義の拡大以前から、このような定義が取られてきました。例えば、有価証券報告書などの子会社は、このように考えられてきました。なお、証券取引法分野では、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」というものがあり、その8条4項などで定められています。「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」は、略して「財務諸表等規則」といわれることがあります。

Q 4 定義拡大についてもう少し詳しくお話しただけませんか？

ここでは、Q3の の点について、もう少し詳しくお話をさせていただきます。

簡単な表にすると、図表1のようになります。まず、「**自社及び子会社が所有する議決権所有割合**」によって分けられます。**50%超**、**50%以下 40%超**、**40%以下**の3つに区分されます。

50%超の場合、旧法でも子会社ですが、新しい会社法でもそれだけで原則子会社とされます。

50%以下 40%超の区分については、その他の条件次第で、子会社となります。緊密な関係者などが保有する議決権を加えると、議決権所有割合が50%超となる場合や、または、融資比率（債務保証等含む）が50%超である場合などには、子会社となるとされています。

図表 1 会社法の子会社定義における実質基準の概略

議決権の所有割合		付加条件
自社 + 子会社	+ 緊密な関係者など	
50%超	-	-
40%超	50%超	融資比率 50% 超などの要件 または
40%以下	50%超	融資比率 50% 超などの要件 かつ

(出所) 大和総研制度調査部作成

最後に 40%以下の区分については、緊密な関係者などが所有する議決権を加えると、議決権所有割合が 50%超という要件を満たした上で、かつ、融資比率（債務保証等含む）が 50%超である場合などの要件をみたした場合、子会社となるとされています。

このようになっておりますが、具体的な場合、子会社となるか否かは微妙な場合があるのが現実だと思えます。ただし、40%以下の区分よりも 50%以下 40%超の区分のほうが、また、50%以下 40%超の区分よりも 50%超の区分のほうが、子会社と判断されやすいと一般に言うことができるでしょう。

図表 2 会社法施行規則 3 条による子会社定義

議決権の所有割合（子会社等含む）50%超
議決権の所有割合（子会社等含む）40%超 かつ下記のいずれかに該当
イ 自己所有等議決権数割合（自己の計算分、緊密な関係者の所有分、同一内容の議決権行為に同意している者の所有分の合計）50%超
ロ 取締役会等の構成員の過半数が自己の役職員等
ハ 重要な財務・事業の方針の決定を支配する契約等
ニ 融資比率（債務保証等含む）50%超
ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在
自己所有等議決権数割合 50%超（自己の計算分ゼロの場合を含む） かつ 上記ロ～ホのいずれかに該当

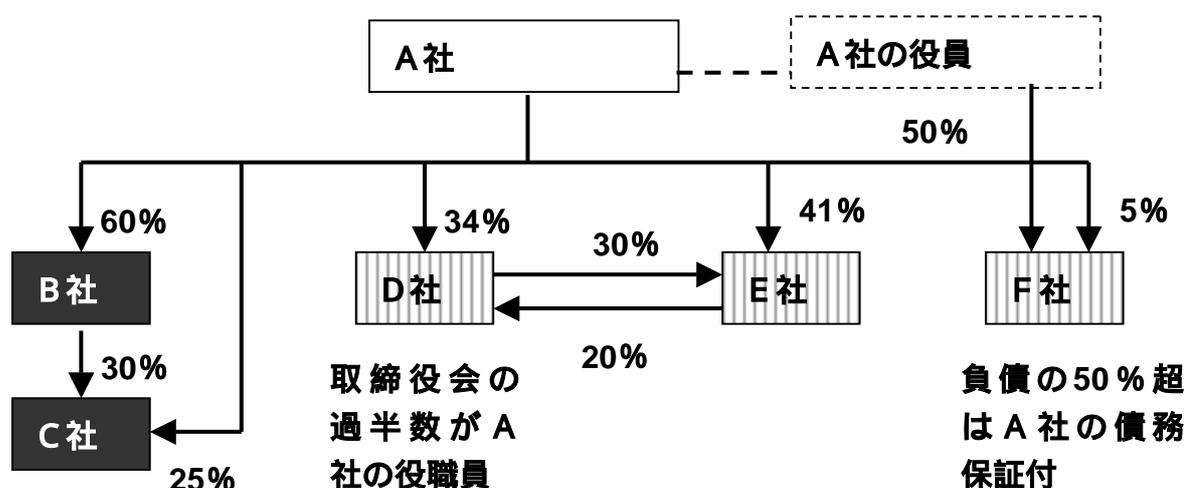
(出所) 大和総研制度調査部作成

一応、より詳しくしたものが図表 2 になります。

先ほどのお話の中で、「融資比率(債務保証等含む)が 50%超である場合**など**」と述べた際の「**など**」にあたる部分は、ここで書いた、**口、八、ホ**となります。

次に簡単な事例で示したのが図表 3 になります。

図表 3 参考図



(出所) 大和総研制度調査部作成

(注 1) B社、C社は旧法下においてもA社の子会社。D～F社は新たにA社の子会社となる。

(注 2) 上記の数値は、全株式が議決権があるものとした場合の議決権の所有割合を示す。

(注 3) E社が保有するD社株式は、会社法 308 条により相互保有株式として議決権がないものとされる。その結果、子会社か否かの判定において、A社のD社に対する議決権所有割合は 42.5%となる。

B社、C社は、「A社自身」もしくは「A社自身と子会社」が議決権の 50%超を所有しているの
で、旧法下においても、A社の子会社でした。当然、新しい会社法においてもA社の子会社とされ
ます。

D社、E社、F社は、旧法下においては子会社とされませんでした。新しい会社法の下で子会社
とされます。

まず、F社の場合につき説明します。図表 3 では、「A社の役員」としか書いてありませんが、例

例えばA社のオーナーで、かつA社の代表取締役であるような場合をイメージしていただければよいか、と思います。図表3の「A社の役員」は、A社の緊密なる関係者などに当たることとなります。すると、A社とA社の緊密なる関係者などがF社の議決権の50%超を所有していることとなります。さらに、A社はF社の負債の50%超に債務保証しているので、融資比率(債務保証等含む)が50%超である場合に当たることとなります。そこで、F社はA社の子会社となるわけです。

D社とE社が、どうして子会社と判断されるかについては、Q8でお話する「相互保有株式の議決権制限」の理解が必要となりますので、Q9で説明させていただきます。

Q5 子会社定義の拡大とその影響についてお願いします。

旧法と比べると、新しい会社法における子会社の定義は拡大したと言えます。子会社の定義が拡大したことにより、会社法上の他の制度に影響を与えています。例えば次のような制度が影響を受けています。

社外取締役の要件
 社外監査役の要件
 監査役の兼任禁止
 子会社による親会社株式の取得の禁止
 子会社からの自己株式の取得
 相互保有株式の議決権制限

等

Q6 まずはQ5の「社外取締役の要件」から「監査役の兼任禁止」までを、ご説明願います。

まずは、Q5のとを一緒に説明させていただきます。

社外取締役や社外監査役については、会社法2条で、次のように定義がされています。

社外取締役	株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役(株式会社の第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。)若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となることがないものをいう。
--------------	---

社外監査役	株式会社の監査役であって、過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものをいう。
--------------	---

これらが、子会社の定義との関係で問題となるのは、例えば次のような点です。

社外取締役の要件（会社法 2 条）	例えば、過去に子会社の業務担当取締役や使用人であった人は、社外取締役に成れない。
社外監査役要件（会社法 2 条）	例えば、過去に子会社の取締役や使用人であった人は、社外監査役に成れない。

つまり、子会社の定義の拡大と絡めてお話しすると、**子会社の範囲が拡大したので、社外とならない場合が増えた**ということなのです。

Q 5 の も似たような話です。子会社の定義との関係で問題となるのは次のような点です。**子会社の範囲が拡大したので、兼任してはいけない範囲が広がった**ということなのです。

監査役兼任禁止（会社法 335 条）	例えば、監査役は、子会社の取締役や使用人を兼ねることはできない。
--------------------	----------------------------------

Q 7 Q 5 の「子会社による親会社株式の取得の禁止」と「子会社からの自己株式の取得」について、ご説明願います。

子会社は、原則として、親会社株式を取得することが禁止されています（会社法 135 条）。この点は改正前も（つまり旧法の下でも）同じでした。ただし、子会社の定義の拡大に伴い、この「**子会社による親会社株式の取得の原則禁止**」の規制が課せられる範囲が変更され、拡大しました。つまり、「子会社による親会社株式の取得の原則禁止」**違反となる範囲が拡大**しました。

このため、改正前は子会社でなかった会社が、新しい会社法が施行されたとたんに「子会社」となり、「子会社による親会社株式の取得の原則禁止」との関係が問題となったことがあります。このような場合、親会社株式を持っていても、即違反と言うことにならないと解釈されていますが、処分することが求められています。いつまでに処分しなければならないかと言うと、1 年とか 2 年とか具体的に決まっておらず、抽象的に「**相当な時期**」に処分しなさいとなっています。

とはいえ、処分の必要性があるので、このような場合、会社としては対応が必要となります。具体的には、市場などで売却することが考えられます。ただし、上場株式の場合、インサイダー取引規

制などの関係で簡単には市場で売れない面もありますので、親会社による「**子会社からの自己株式の取得**」が処分方法として注目されることになります。

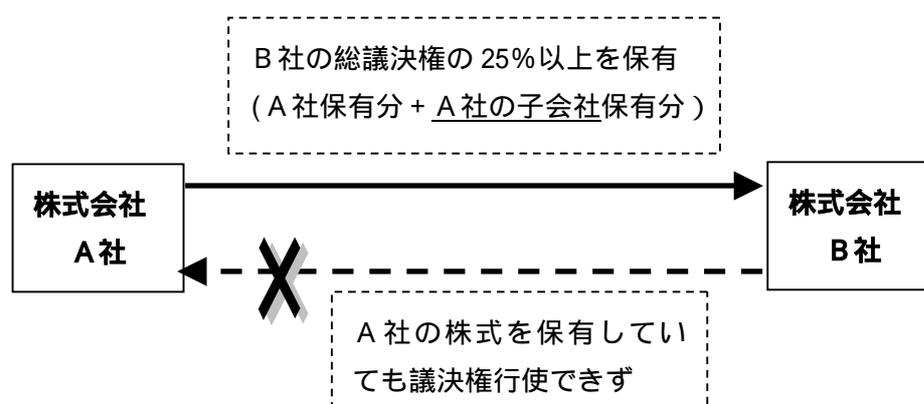
会社法では、親会社が、子会社から自己株式を取得するための特別の仕組みが用意されています(会社法 163 条)。何が特別かという点、通常の自己株式取得に比べて、「定款に規定がなくとも、取締役会の決議で、取得できる」という点で、また「いわゆる相対取引により取得できる」という点で特別な仕組みとなっています。

この方法は、改正前から存在していましたが、子会社の定義の拡大に伴い、「子会社からの自己株式の取得」の制度の適用対象となる「子会社」が増えることになります。例えば、改正前は子会社でなかった会社が、新会社法になったとたん「子会社」となり、「子会社による親会社株式の取得の原則禁止」に該当し処分しなければならない場合にも、利用することができます。実際のこのような対策を採るところもあると思われます。

Q 8 Q 5 の「相互保有株式の議決権制限」について、ご説明願います。

会社法 302 条（及び会社法施行規則 67 条）の下では、例えば、株式会社 A 社が株式会社 B 社の議決権を総議決権の 25% 以上を有する場合、B 社は A 社の株式を有していても議決権行使ができないとされています（図表 4 参照）。このことを「**相互保有株式の議決権制限**」などと呼んでいます。

図表 4 相互保有株式の議決権制限



(出所) 大和総研制度調査部作成

(注) 「相互保有株式の議決権制限」を考える際には、議決権制限される相互保有株式も議決権があるものとして計算する。

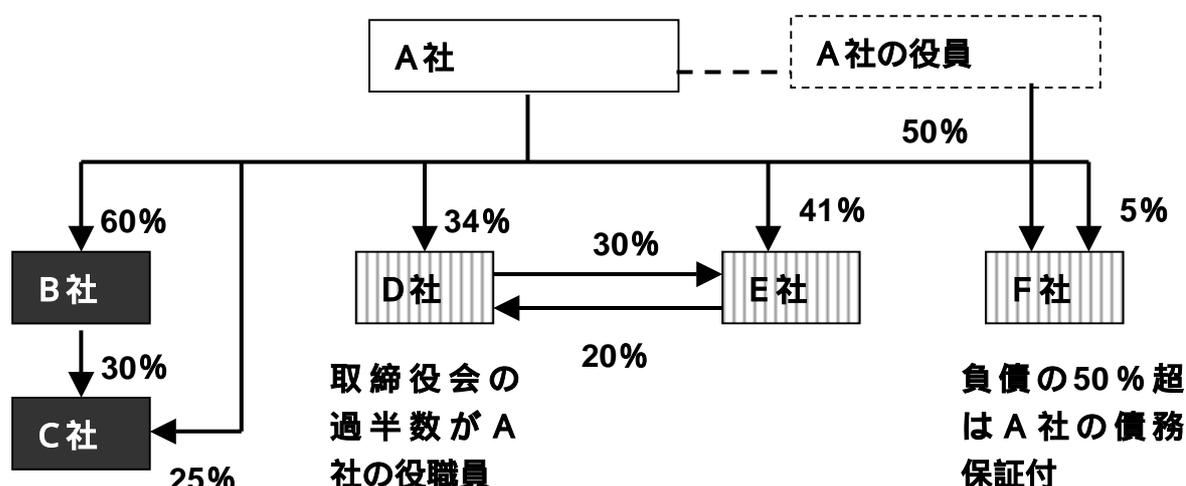
相互保有株式か否かを判断するためには、「子会社」の保有分を加えて判断することになっていま
す。この点は、旧法においても同様でした。しかしながら、新しい会社法では旧法と比べて、子会
社定義が拡大していますので、A社の子会社の数が増えるとともに、A社の子会社として保有する
B社の議決権が増加する可能性があります。つまり子会社定義の拡大により、旧法と比べて、**相互
保有株式として議決権制限される範囲が拡大**する可能性があるわけです。

なお、細かい話になりますが、「相互保有株式の議決権制限」を考える際には、議決権制限される
相互保有株式も議決権があるものとして計算することになっていきます（会社法施行規則 67 条）。
他方、子会社か否かを判断する際、議決権制限される相互保有株式は議決権がないものとして計算
することになっています。

Q 9 Q 4 で説明を省略された、図表 3 の D 社、F 社について、ご説明をお願いいたします。

Q 4 で掲載した図表 3 を再掲します。

図表 3 参考図



(出所) 大和総研制度調査部作成

(注1) B社、C社は旧法下においてもA社の子会社。D～F社は新たにA社の子会社となる。

(注2) 上記の数値は、全株式が議決権があるものとした場合の議決権の所有割合を示す。

(注3) E社が保有するD社株式は、会社法308条により相互保有株式として議決権がないものとされる。その結果、子会社か否かの判定において、A社のD社に対する議決権所有割合は42.5%となる。

E社が保有するD社株式は、会社法308条により相互保有株式として議決権がないものとされます。その結果、子会社か否かの判定において、E社が保有するD社株式の議決権はないものとなりますので、A社のD社に対する議決権所有割合は42.5% (= 34% ÷ (100% - 20%)) となります。この状況の下で、D社の取締役会の構成員の過半数がA社の役職員であることとなります。そこで、新しい会社法の下では、D社はA社の子会社となるわけです。

この下では、E社の議決権につき、A社が41%を所有し、A社の子会社であるD社が30%を所有しています。合わせると、71%所有することになり、50%超所有することとなります。それゆえ、新しい会社法の下では、E社はA社の子会社となります。